



しっとりとした空気に緑の香りが漂う季節となりました。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 化審法 Q&A を更新（経済産業省）

経済産業省が公開している化審法Q&Aのうち、「化審法について（概要・総論）」「化学物質の輸入通関手続」の内容が更新された。

[もっと詳しく☞](#)

[経済産業省（化審法Q&A）](#)

② 化管法対象物質見直し合同会合の報告（案）に対する意見募集の結果を公表（環境省）

化学物質排出把握管理促進法（化管法）対象物質見直し合同会合の報告（案）に対する意見募集の結果が公表された。

[もっと詳しく☞](#)

[環境省（令和2年5月1日報道発表資料）](#)

③ 食品容器包装等原材料の規格に関する改正及び許容閾値案に対する意見募集の結果を公表（厚生労働省）

食品用器具・容器包装の原材料へのポジティブリスト制度導入に伴って検討された、器具・容器包装等の規格基準の改正案及び合成樹脂等の材質の許容閾値設定案に対する意見募集の結果が公表された。

[もっと詳しく☞](#)

[e-Gov（「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の一部を改正する件（案）」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る意見募集の結果について）](#)
[e-Gov（「食品衛生法第18条第3項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（案）」に係る意見募集の結果について）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① EU CLP 規則の第 13 次 ATP を適用（欧州委員会）

EU CLP規則の第13次 adaptation to technical and scientific progress (ATP) が5月1日から適用された。第13次ATPではCLP規則附属書VIの18物質の分類が改訂され、新たに16物質が追加された。

[もっと詳しく☞](#)

[EUR-Lex（COMMISSION REGULATION \(EU\) 2018/1480）](#)

② 英国-EU 間の貿易に関する政策文書を公表（英国）

英国は、EU離脱後の英国-EU間の貿易に関する一連の政策文書を公表した。その1つである英・EU包括的自由貿易協定草案（DRAFT UK-EU CFTA）のAnnex 5-Eは化学物質の貿易や管理に関する内容となっている。

[もっと詳しく☞](#)

[GOV.UK（Policy paper: Our approach to the Future Relationship with the EU）](#)
[GOV.UK（DRAFT UK-EU CFTA Annexes）（PDF）](#)

③ REACH 登録の各種手続き期限を延長（ECHA）

ECHAは、新型コロナウイルス感染症COVID-19の影響を受けている企業を支援するため、決定書草案へのコメント提出やECHAへの手数料支払い等、一部の手続きの期限延長を決定した。

[もっと詳しく☞](#)

[ECHA（COVID-19 updates）](#)

④ TRI に 172 種類の PFAS を追加（米国 EPA）

米国EPAは、国防権限法（NDAA）2019に基づき、172種類のペル/ポリフルオロアルキル物質（PFAS）を有害物質排出目録（TRI）に追加する最終規則を公表した。2020年暦年中に発生したこれらのPFASの100ポンド以上の排出については、TRI制度に従い、2021年7月1日までに報告する必要がある（一部例外あり）。

[もっと詳しく☞](#)

[U.S. EPA（Addition of Certain PFAS to the TRI by the National Defense Authorization Act）](#)

⑤ 危険有害性周知基準（HCS）に関する共同文書を公表（米国 OSHA、カナダ保健省）

米国労働安全衛生局（OSHA）とカナダ保健省は、危険有害性周知基準（HCS）に関する3つの共同文書を公表した。共同文書には、危険有害性製品に関する両国間でのラベル要件の比較、ラベルの絵表示、職場における危険有害性製品の規制に関するガイダンスが含まれる。

[もっと詳しく☞](#)

[U.S. DOL（Hazard Communication）](#)

特集：ASEANを中心としたGHS導入状況 ～ベトナム～

ASEAN を中心とした GHS 導入状況についてご紹介します。第三弾はベトナムです。

ベトナムでは、単一物質については 2014 年 4 月 1 日から、混合物については 2016 年 6 月 1 日から GHS 対応の SDS 及びラベルが導入されています。

ベトナムの化学品管理に関する法令として、「化学品法」があります。GHS に関係する最新の法令としては、「化学品法に関する政令 113/2017/ND-CP」（2017 年 10 月 9 日制定）、「化学品法・化学品法政令に関する工商部 部令 32/2017/TT-BCT」（2017 年 12 月 28 日制定）、「商品表示に関する政令 43/2017/ND-CP」（2017 年 4 月 14 日制定）があります。

ベトナムの GHS 分類は、国連文書改訂第 2 版以降、技術指針に従って実施します。SDS 及びラベルともベトナム語での作成が求められます。

ベトナム向けラベルは表示すべき内容が他国と大きく異なり、国連文書で要求されている項目以外に、下表に黄色で示した項目の記載が必要になります。

ベトナム向けの SDS やラベルを作成する場合、単純にベトナム語に翻訳するのではなく、ベトナムの分類基準及び分類区分を確認して、作成する必要があります。

本機構ではベトナムの法令に準拠した SDS 及びラベル作成を承っています。お気軽にご相談ください。

GHS ラベルに必要な情報の比較

国連文書	ベトナム
化学品の名称	化学品の名称
-	化学品の識別コード（ある場合）
絵表示	絵表示
注意喚起語（H フレーズ）	注意喚起語（H フレーズ）
危険有害性情報（P フレーズ）	危険有害性情報（P フレーズ）
注意書き	注意書き
-	内容量
-	成分及び成分量
-	製造年月日
-	使用期限（ある場合）
製造者、輸入者、販売者に関する情報	製造者、輸入者、販売者に関する情報
-	原産国（生産国）
-	使用方法、保管方法

お知らせ

○CERI寄付講座

令和2年度前期CERI寄付講座が6月20日（土）より東京工業大学で開講されます。是非ご受講ください。

☞ [東京工業大学「ゴム・プラスチックの安全、安心－身の回りから最新的话题まで－」](#)

（コロナウイルス感染症COVID-19に関連し、予定が変更となる可能性があります。最新の情報をご確認ください。）

○セミナー「ケミカルリスクフォーラム研修コース」

本機構の職員が講師を務める(一社)日本化学工業協会主催の2020年度ケミカルリスクフォーラム研修コースの日程が変更となりました。詳細はこちらをご覧ください☞ [ケミカルリスクフォーラム](#)

○論文掲載

本機構の職員による論文2報が公表されました。

- 新規のケラチノサイト活性化を指標とする *in vitro* 感作性試験法について
Maeda Y, Takeyoshi M, Chuma T, Iwata H. α -Sens: The improved ARE-Nrf2-based sensitization screening assay using normalized transcriptional activity. *Toxicology*. 2020;439:152476.
- LLNA: BrdU- ELISA法 (OECD TG442B) のGHS細区分適用について
Kobayashi T, Maeda Y, Kondo H, Takeyoshi M. Applicability of the proposed GHS subcategorization criterion for LLNA: BrdU-ELISA (OECD TG442B) to the CBA/J strain mouse. *J Appl Toxicol*. 2020;10.1002/jat.3996.

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 石井 (聡)、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp